

(別紙)

## 伊佐市災害障害物除去事業（令和3年7月豪雨）補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和3年7月豪雨により受けた自然災害から生命及び財産を保護するため、応急防災工事を施工する市民に対し、工事に要する費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付することについて、伊佐市補助金交付規則（平成20年伊佐市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象による災害をいう。
- (2) 応急防災工事 現に発生した自然災害による被害の拡大を防止するために行う仮設工事で、土砂及び倒木等の障害物除去の応急的な措置のための工事をいう。
- (3) 危険住家 危険区域に存する現に居住のために使用している建物をいう。
- (4) 危険区域 障害物の除去をしなければ、居住不能となるおそれのある区域

(補助の対象)

第3条 補助金の交付対象となる災害障害物の除去は、次の各号に掲げる要件を全て備えているものとする。この場合において、緊急の必要により既に除去したものも対象とする。

- (1) 危険区域の危険住家であること。
- (2) 隣接する土地所有者との間で、土地の境界に関する合意があること。
- (3) 災害救助法及び他の補助事業の対象外であること。
- (4) 市税等の滞納をしていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額については、工事に要する費用の3分の2に相当する額で補助金の限度額は10万円とする。ただし、当該補助金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、伊佐市災害障害物除去事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図（延長が分かるもの）、横断図、現況写真
- (2) 収支予算書、見積書
- (3) 権利者の承諾書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 補助金の交付決定の通知は、伊佐市災害障害物除去事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 補助対象者は、前条の交付決定通知書を受理したときは、伊佐市災害障害物除去事業補助金交付請求書（様式第3号）により市長に請求しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還等）

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要領の規定に違反したとき。

（技術指導）

第9条 市長は申請者の障害物の除去工事について技術指導を行うことができる。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月10日から施行する。